

中古機械・装置の貸付けに関する基準の一部改正

改正後	現 行
<p>中古機械・装置の貸付けに関する基準</p> <p>平成27年 4月 3日 27環機第354号 制 定 平成29年 3月31日 29環機第917号 一部改正 令和元年 8月 1日 元環機第349号 一部改正</p> <p>【略】</p> <p>第1 貸付対象となる中古機械及び装置の範囲及び貸付期間 貸付対象となる中古機械及び装置（以下「中古機械等」という。）の範囲は高度化リース要領別表2から別表4に掲げるものとする。ただし、建築物及び構築物は除く。 貸付期間は、高度化リース要領別表2から別表4に定める貸付期間から当該中古機械等の経過年数を差し引いた残存期間とする。ただし、残存期間が2年未満の場合は、2年とする。畜産高度化支援補完リース事業については、残存期間が7年を超える場合は、7年とする。 なお、貸付期間は、借受者が貸付申請時に申請することにより、延長することができる。延長することができる期間は、原則として、別表2から別表4の貸付期間の100分の120に相当する年数（理事長が特に必要があると認める場合は、当該必要とする年数）までとし、1年未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。</p>	<p>中古機械・装置の貸付けに関する基準</p> <p>平成27年 4月 3日 27環機第354号 制 定 平成29年 3月31日 29環機第917号 一部改正</p> <p>一般財団法人畜産環境整備機構が、中古機械及び装置を貸し付ける場合は、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日環機第448号。以下「高度化リース要領」という。）及び畜産高度化支援補完リース事業実施要領（平成28年8月17日28環機第353号。以下「補完リース要領」という。）に定めるもののほか、この基準により定めるところによる。</p> <p>第1 貸付対象となる中古機械及び装置の範囲及び貸付期間 貸付対象となる中古機械及び装置（以下「中古機械等」という。）の範囲は高度化リース要領別表1から別表3に掲げるものとする。ただし、建築物及び構築物は除く。 貸付期間は、高度化リース要領別表1から別表3に定める貸付期間から当該中古機械等の経過年数を差し引いた残存期間とする。ただし、残存期間が2年未満の場合は、2年とする。畜産高度化支援補完リース事業については、残存期間が7年を超える場合は、7年とする。 なお、貸付期間は、借受者が貸付申請時に申請することにより、延長することができる。延長することができる期間は、原則として、別表1から別表3の貸付期間の100分の120に相当する年数（理事長が特に必要があると認める場合は、当該必要とする年数）までとし、1年未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。</p>

第2 借受者の範囲等

借受者となることができる者は、高度化リース要領の第1の2の(2)、(3)及び(4)に定めるもの並びに補完リース要領の第1の3の(1)のイ、(2)、(4)及び(5)とする。ただし、間接リース方式により、借受団体、転貸借受団体等になる団体等は、古物営業法（昭和24年5月28日法律第108号）に基づく古物商許可証を取得していなければならない。

第3～第6 【略】

第2 借受者の範囲等

借受者となることができる者は、高度化リース要領の第1の2の(1)、(2)及び(3)に定めるもの並びに補完リース要領の第3の(1)のイ及び(2)とする。ただし、間接リース方式により、借受団体、転貸借受団体等になる団体等は、古物営業法（昭和24年5月28日法律第108号）に基づく古物商許可証を取得していなければならない。

第3 貸付料

中古機械等の貸付料については、高度化リース要領及び補完リース要領による。ただし、畜産高度化支援リース事業による貸付けの附加貸付料は、全て基準料率を適用する。

第4 貸付けの申請

中古機械等の貸付けの申請は、高度化リース要領第9及び補完リース要領の第10による。
貸付申請者は、貸付申請書の添付書類等として、高度化リース要領第9の3の(3)及び補完リース要領第10の3の(3)に規定する見積書、カタログ、設計図面もしくはそれに準ずる書面のほか、販売業者が有する古物商許可証の写し及び別紙「中古機械等の評価書」を提出するものとする。

第5 貸付機械等の検収

中古機械等の検収については、高度化リース要領、補完リース要領及び畜産環境整備機構貸付施設等検収要領（平成20年9月29日20環機第837号）に基づき行うものとする

第6 動産総合保険及び保証保険の取扱い

中古機械等に係る動産総合保険及び保証保険の取扱いは、高度化リース要領及び補完リース要領に基づくものとする。

附 則（令和元年8月1日元環機第349号）
この基準の一部改正は、令和元年8月1日から適用する。

令和 年 月 日

中古機械等の評価書（記入例）

【略】

附 則

この基準は、平成27年4月3日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28環機第917号）

この基準の一部改正は、平成29年4月1日から適用する。

平成 年 月 日

中古機械等の評価書（記入例）

会社名 ⑩
住 所
電話番号
担当者名
担当者生年月日 年 月 日

中古機械等の名称	トラクター
製造業者	〇〇〇株式会社
銘 柄	△△△

	形 式	VCM- II
	機械製造番号等	0005-AA6669-88888
	製造（輸入）年月日	平成26年3月1日
	使用履歴	平成26年5月17日～12月31日の5カ月間にわたって使用。 使用時間数（アワーメーター）：300時間
	点検整備状況	良好
	メンテナンス体制	〇〇〇株式会社□□□営業所対応
	新品時の販売価額 （消費税抜）	5,000,000 円
	中古品機械等の価額 （消費税抜、見積金額）	3,500,000 円
	そ の 他	新品同様の状態 保証期間6カ月間

注）本評価書は販売業者が記入する。